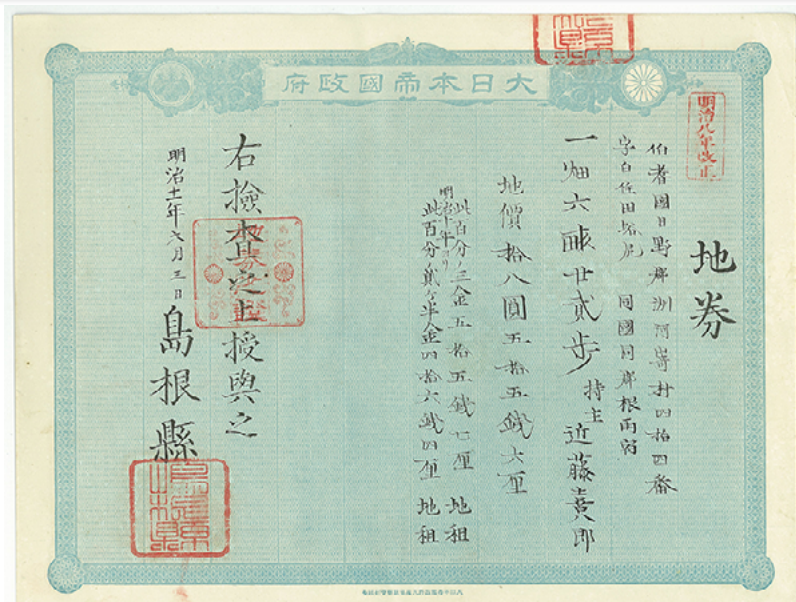
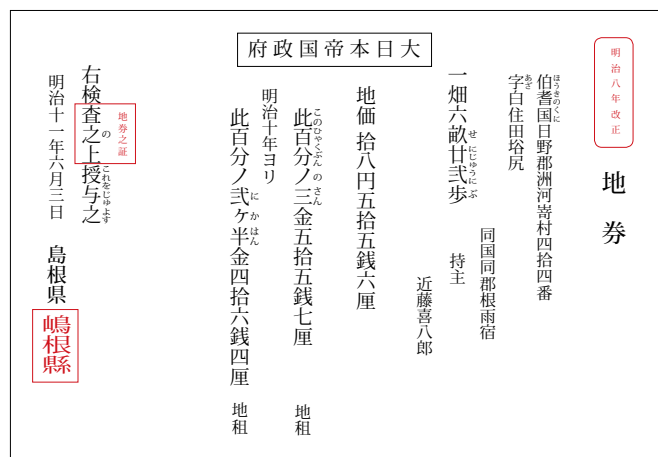


近代

第12章 近代国家の成立 2. 明治維新と富国強兵 (3) 地租改正

ちけん ちそ
地券 —地租改正—

(個人蔵 鳥取県立公文書館寄託)★



* 江戸時代の税率の方法には、税率を毎年同じとする定免法と作柄に応じて税率を毎年定める検見法の2種類があったが、飢饉が発生した場合、農民の生存や次年度以降の生産を維持するための救済措置として、検見法が行われた。

解説

富国強兵政策を進めようとする明治政府は、安定財源の確保のために1873(明治6)年に地租改正を実施した。その内容は、土地の収益を基礎に地価を算出し、その3パーセントの金額を土地所有者が地租として納めるといったものだった。これによって、米の収穫量と米価の変動により、現金収入が毎年異なった江戸時代の幕府・藩とは異なり、明治政府は毎年同額の地租収入(地価と税率が固定されるため、納税額は毎年同額)を得られるようになった。

画像は、1878(明治11)年に日野郡洲河寄村(現在の日野郡江府町洲河崎)の畑地の所有者に対して発行された地券である。地券は土地の所有者や面積、地価を示すために政府が発行した証券で、これには、面積が6畝22歩(約668平方メートル)の畑地の地価が18円55銭6厘であること、はじめ地価の3%(百分ノ三)にあたる55銭7厘であった地租が、1877(明治10)年に2.5%(百分ノ二ヶ半)の46銭4厘に減額されたことなどが記されている。

1877年に税率が引き下げられたのは、同年に勃発した西南戦争と1876(明治9)年以降、減税を求めて全国各地で発生した地租改正反対一揆が提携することを防ぐためである。地租改正によって、政府は毎年同額の地租収入を得ることができたが、農民にとっては、不作や米価下落の時も同額の地租を納めなければならず、その救済措置もないため、不利な税制であった。

なお、発行元が島根県となっているが、これは1876年から1881(明治14)年まで鳥取県が廃止され、島根県と合併されていたことによるものである。

(担当: 石田敏紀)

■教材(実物大の地券)の作成方法

- ①画像ファイルを開く。
- ②地券のオモテ面とウラ面の画像をそれぞれA3用紙にカラー印刷する。
- ③②を切り取り、オモテ面とウラ面を貼り付ける。